

一宮市立北部中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校では全ての教職員が、「いじめはどこにでも、だれにでも起こりうる。」という認識のもと、早期発見に努め、いじめは絶対に許されないという毅然とした態度でいじめ問題にあたる。そして、いじめられた者の立場に立って、早期対応、早期解決に努める。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

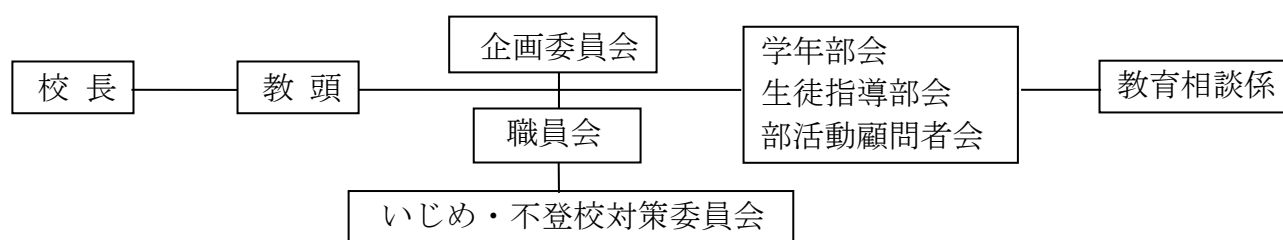
これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめの加害者にも被害者にもさせない手だてを工夫し、実践していく。そして、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめ防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を進めていく。

学校は、教職員や先輩・後輩や級友との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。そこでは、生徒一人一人の活動が保証され、互いに認め合える人間関係をつくっていき、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように指導・支援をしていく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止対策組織



※いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務、校務、いじめ対策主任、不登校対策主任、教育相談主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、学年副主任、S S W

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- 教職員による取組評価や保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。さらに「学校運営協議会」においても、いじめ防止の取組についてご意見をいただき、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、教職員の共通理解を図る。
- ・ 生活アンケート（毎月実施）や一日観察日、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 現職教育として、いじめについての事例研究を行うとともに、学級経営や教育相談の方法等についての研修を実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 道徳の授業のようすや人権週間の取組など、随時、ホームページや学年だより等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・ 学校運営協議会制度を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。
- ・ 学校ホームページに、「人権教育・いじめ対策」のカテゴリーを作成し、校内のいじめ防止の取組を伝える記事を掲載して周知する。PTAの会合等でも、いじめ防止について報告して啓発活動を進める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、被害者救済を第一とし、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 被害者救済を目的とした、被害者および加害者の別室指導（別室登校）を必要に応じて検討する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。また、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の活用も含めて、被害生徒の心のケアにあたる。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 教職員、保護者、地域の方が、生徒にとって重要な他者（大人）となるようにし、日頃から生徒理解に努め、意図的・意識的に声をかける。
- イ 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく自治的な学級づくりを進める。
- ・ 学級生活調査「Q-U」を年2回行い、生徒が学級の雰囲気や人間関係に満足しているか調べるとともに、学級集団の状態を測定して学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・ 申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。
- ウ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心（他者理解）の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- ・ 生徒会活動として、いじめ防止標語作成や振り返りを行い、生徒自身の意識を高めさせる。
- キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り、支援できる全校体制を整える。(情報共有の場としては、職員会、企画委員会、主任者会、生徒指導部会、学年部会、部活動顧問者会、生徒指導記録への記載。)
- イ 生活アンケート、Q-U、教育相談の定期的な実施(年間5回)や、一日観察日の実施(毎月1回)を通して、排除型のいじめや生徒の小さなサインから取り込み型のいじめも見逃さないように努める。
- ・ 生活アンケートは、毎月一回実施し、その結果をもとに教育相談を行う。
 - ・ 一日観察日は、気になる生徒の様子や行動の特徴について全職員で観察する。対象生徒や観察場所については、学年で検討し、観察した結果については「記録シート」への記載、および、口頭による情報共有を全職員間で行う。
- ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な観察と支援を行う。
- エ 生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・ 相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・ 電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介(配付)する。
 - ・ 「カウンセリング室だより」を定期的に発行することにより、県及び市のスクールカウンセラー、心の教室相談員との相談について全家庭に紹介(配付)し、生徒だけでなく保護者にも周知する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」(校長、教頭、教務、校務、いじめ対策主任、不登校対策主任、教育相談主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、学年副主任)を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通す(被害者救済)という姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- カ 保護者と連携をとって、継続的に指導や観察・支援を行うとともに、再発防止に向けて複数で見守る体制を整える。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどの対応をするとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価や保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」において、いじめに関する取組の検証を行う。「学校運営協議会」においても、検証結果を報告してご意見をいただく。

《学校評価アンケート》

- ・北部中学校は、いじめや暴力のない学校づくりに取り組んでいますか。(保護者)
- ・日常生活の中での小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見・迅速な対応に努めましたか。(教職員)

7 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」(一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成)を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ウェブサイトに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

